

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名  | 住 所              | 登録番号   |
|------------|------------------|--------|
| 中外テクノス株式会社 | 広島県広島市西区横川新町9-12 | 891250 |

2 指名停止措置期間

令和4年10月29日 ～ 令和5年4月28日（6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

中外テクノス株式会社は、広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反したとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる（独占禁止法違反行為）第4項（2）に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表〉

| 区分          | 措 置 要 件   | 期 間                |
|-------------|---|--------------------|
| 4 独占禁止法違反行為 | (1) 略<br>(2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2月以上9月以内 |

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課  
ひたちなか市東石川2-10-1  
電話 029-273-0111